

厚生労働省発基安0518第2号

令和8年5月18日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第1 作業環境測定法施行令の一部改正

- 1 作業環境測定法により作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならないとされている指定作業場に、以下の（1）から（3）までに掲げる作業場を追加する。（第一条関係）
 - （1）労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
 - （2）労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
 - （3）労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場
- 2 その他所要の改正を行う。

第2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正

作業環境測定法第二条第三号が新設されたことに伴う規定の整理を行う。
(別表第三関係)

第3 厚生労働省組織令の一部改正

- 1 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の所掌事務に、労働安全衛生法第六十五条の三を追加する。（第七十一条関係）
- 2 その他所要の改正を行う。

第4 施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）